

弟子屈町環境基本計画の概要

第1章 計画の概要

- 平成18年3月10日制定の弟子屈町環境基本条例を具現化するとともに環境保全に関する取組を推進し、環境保全等に関する取組を推進するために策定しました。
- 町の総合計画のほか、町景観ガイドプラン、町景観形成整備計画地域新エネルギービジョン・省エネルギービジョン等の環境関連の各種計画と整合性を図り、環境に関する施策等の基本として位置付けます。

第2章 弟子屈町の概要

- 北海道東部、釧路支庁の北部に位置しています。
- 世界有数の透明度を誇る摩周湖の山麓に広がり、一年を通して冷涼で、冬は寒さが厳しいです。
- エネルギーの最終消費量の総量は、平成10年をピークに減少傾向、一人当たりの消費量は増加傾向にあります。
- CO₂の総排出量は、平成15年で56,735t-CO₂、一人当たり排出量で6.17t-CO₂となっています。

第3章 基本方針

弟子屈町環境基本条例第9条の規定で、基本計画を策定することを定めています。

- 3つの基本理念 「共生」「循環」「協働」
- 4つの基本方針
「地球環境の保全」「自然環境の保全」
「生活環境の保全」「環境教育の推進」
- 基本計画で定める事項
環境保全等に関する「短期的及び長期的目標」及び「計画的且つ具体的施策」

1. 計画の対象

- 地球環境を視野に入れます。
- 対象地域を弟子屈町全域とします。
- 対象分野は次の4つとします。

地球環境の主な対象	自然環境の主な対象
●循環型社会の形成 ●地球温暖化防止対策 ●廃棄物、リサイクル対策等	●自然観光資源の保全等 ●健全な生態系の保全等
生活環境の主な対象	環境教育の主な対象
●景観形成等の推進 ●大気・水・土壌汚染防止 ●環境に配慮した産業振興	●環境教育情報の提供 ●環境教育機会の提供 ●学校教育との連携



4. 計画の期間

平成21年度から平成30年度までとしますが、町の総合計画等と整合性を図り、必要に応じて見直します。

2. 計画策定の視点

- 次の「5つの視点」に立ち策定しました

総合的な視点に立った環境形成	
弟子屈町の特性に合った環境形成	町民等、各主体が協働する環境形成
人と自然が共生できる環境形成	地球環境保全の視点による環境形成

3. 施策の体系

地球環境の保全

【目的】循環型社会の形成
【目標】地球環境の保全・3R対策の推進、資源の有効利用等
【施策】地球温暖化防止対策、廃棄物対策、エネルギー対策の推進
地域資源の活用等

自然環境の保全

【目的】自然と共生し育む環境の形成
【目標】森林・水資源・生態系の保全、観光資源の適正利用等
【施策】森林・河川・湖沼の保全、野生生物の保護と個体管理、摩周湖・屈斜路湖等の適正利活用、エコツーリズムの推進

生活環境の保全

【目的】安全で快適な環境の形成
【目標】大気等の保全、公害対策、景観の保全、地産地消の推進等
【施策】公害防止対策、自然と調和した景観づくり、環境に配慮した産業振興、産消協働のまちづくり

環境教育の推進

【目的】豊かな心を育てる環境の形成
【目標】環境に関する情報の共有、機会の提供、学校教育との連携
【施策】情報システム構築、出前講座・イベント開催、学習プログラム開発、学校教育・地域との連携強化

第4章 基本目標と施策

1. 循環型社会の形成

地球環境保全対策の推進

1. 地球温暖化防止対策

- 京都議定書の目標達成のための国民的プロジェクトの推進
- ウォームビズ、クールビズの推進による適正な温度設定の実行
- 環境に配慮した自動車、製品の使用・導入推進

2. オゾン層破壊防止対策

- フロン使用製品の適正処理、フロン未使用製品の導入

資源・エネルギーの有効利用

1. エネルギー対策の推進

- 新エネルギー、省エネルギーの有効利用推進、導入の推進
- 地域特性に即した環境マネジメントシステムの導入検討

2. 地域資源の活用

- 温泉熱の産業振興に対する多目的利活用の検討
- 廃食用油の再生利用方策検討(BDF への転換等)

3R 施策の推進

1. 廃棄物の排出量抑制・再利用・再利用

- エコ製品の使用・再利用推進、可燃ごみの減量化推進
- 廃プラ等の資源化促進及び必要な設備の導入
- 危険有害ごみの回収推進

2. 廃棄物処理施設の広域連携化

- 平成21年4月～釧路広域連合清掃工場へ運搬・焼却処理開始

3. 不法投棄防止対策

- 「自然の番人宣言」の積極的・効果的活用
- 住民参加型事業の推進、各機関・団体等との連携



広域廃棄物処理場／釧路市



自然の番人宣言啓発看板



エコツアー風景／硫黄山

2. 自然と共生し育む環境の形成

森林・水資源の保全と創造

1. 森林の保全と再生

- 機能に応じた適正且つ合理的な森林施業の推進
- 間伐材の付加価値向上、地材地消及び地域の活性化の促進
- 住民参加による森林保全・再生活動の推進

2. 河川・湖沼等水資源の保全

- 釧路川等、水質調査に関する情報の収集、整理及び蓄積
- 町内研究機関等との連携による支流の調査
- 川辺の樹林帯確保等、水辺環境の保全、整列な河川環境の保全

野生生物の生態系の保全と管理

1. 野生生物の保護と適正な個体管理

- 本町に生息の希少種等の保護、外来種の把握
- 狩猟事故等の防止、狩猟資格者の高齢化対策等による適正な狩猟の推進
- 有害鳥獣の適正な捕獲による個体管理、ヒグマの安全対策推進

観光資源の保全と適正な利活用

1. 摩周湖の環境保全と適正な利活用

- 多様な環境調査、保全対策の実施、環境保全団体等の支援
- 代替交通導入検討、効果的方策の普及啓発
- 展望台周辺施設の環境に配慮した管理・運営の検討

2. 屈斜路湖の環境と適正な利活用

- 周辺区域の野生生物の調査等を環境学習に活かす取組の推進
- 自然資源保全のための観光客・観光事業者に対する周知啓蒙
- 動力船の利用規制、魚類資源保護対策、水辺環境保全の推進

3. 硫黄山の環境保全と適正な利活用

- 貴重な植物相・景観、硫黄採掘跡地の保全、学術的・歴史的価値の視点からの学習機会の積極的創出
- 朝の散策事業等、エコツアー等、観光資源としての活用

4. エコツーリズムの推進

- 町民、団体、事業者及び行政等が一体となった機能的組織の創設
- 魅力的なツアーコース・プログラムの開発、人材の育成

3. 安全で快適な環境の形成

大気・水・土壌等の保全及び公害対策

1. 大気環境の保全

- 低公害車の導入促進、エコ交通等の導入検討
- 大気汚染物質の測定結果・情報収集の推進

2. 水環境の保全と土壌汚染防止対策

- 水道水源の保全対策推進、事故発生時の情報公開・迅速な対応
- 下水道利用の普及促進、生活排水処理基本計画の策定、公共下水道事業区域外の合併浄化槽処理施設の整備促進
- 不法投棄対策の強化による土壌汚染防止

3. 公害防止対策

- 大気・水環境の保全・土壌汚染防止による水質対策、総合的な公害対策の普及啓発及び水質に関するモニタリングの整備
- 公害発生時の迅速な原因究明及び適切な対策の実施

環境に配慮した産業振興及び地産地消の推進

1. 環境に配慮した産業の振興

- 農薬・肥料の適正使用による安全な生産方法の推進
- 廃棄物、家畜糞尿の適正な処理の推進
- 地球温暖化防止に配慮し、人が触れ合う森林整備の推進
- 「環境・産業・地域」の融合による環境に配慮した事業活動の推進

2. 産消協働によるまちづくり

- 生産者と消費者の信頼と協力の創出
- 人材・技術の連携による町内資源を活かしたものづくりの推進
- 弟子屈ブランドの構築、雇用機会の拡大となるシステムの創設
- フードマイレージキャンペーン等、周知啓蒙及び参加機会の創出

景観及び歴史・文化的環境の保全と活用

1. 自然と調和した景観づくり

- 景観関連計画等に基づく景観形成及び景観の整備の推進
- 景観に対する意識の育成、普及啓発の推進
- 沿道景観形成及び「シーニックハイウェイ北海道」事業の推進
- 景観上の支障物の実態把握、安全対策の推進

2. みどりを生かしたまち並みづくり

- 花いっぱい運動、みどりで彩る行動等の推進
- 沿道・川沿いの樹木等の整備の推進

3. 歴史的文化遺産の保存と活用

- 埋蔵文化財について、記録の適切な保存及び歴史的・文化的価値の普及啓発の推進
- 国、道、町指定の天然記念物の定期的調査、保護・保全意識の高揚、及び周辺環境の保全・整備の推進
- 無形文化財について、指導者の育成、後継者の確保による保存・継承活動の推進、文化財保護に対する意識の高揚促進

4. 豊かな心を育てる環境の形成

環境に関する情報の共有

1. 情報システムの構築

- 広報紙・ホームページ等を利用した様々な情報の提供及び享受
- 情報ネットワークの形成及びシステムの構築
- 学校の取組紹介等による環境保全活動の拡大

環境教育・学習機会の提供

1. 出前講座・環境関連イベントの開催

- 講演会等の開催による、環境意識の高揚、普及啓発の推進
- 学校、事業所等への環境学習機会の導入推進
- 体験学習機会の拡大

2. 環境学習プログラムの開発

- 環境教育・学習を推進するための組織の結成、行動計画の策定
- 環境関連のビジョン・プログラム等の策定及び開発の推進

学校教育との連携

1. 学校教育における環境教育の推進

- 環境学習講師等、人材の育成・派遣制度の創設
- 学校における環境学習指導計画の作成、環境配慮活動の推進
- 有識者と連携した科学的な分野の体験学習の推進
- クリーンタッチの継続、事前・事後の環境学習の導入

2. 地域との連携

- 公共施設を活用した、環境教育機会の創出
- 環境関連事業を通じた、世代間交流・地域間交流の推進
- 地域と協働可能なメニューの開発・実践及び周知啓蒙
- 高齢者の経験・知識をと児童・生徒に継承する機会の創出

環境教育を進めるための施策の考え方

場をつなぐ

主体をつなぐ

施策をつなぐ

5. 長・短期的目標のまとめ

基本的な考え方

身近な問題で比較的早期に実施及び着手すべき施策を短期的目標として、長期的及び恒久的な視点に立って取り組む問題を長期的目標として、それぞれ位置付けました。(施策は本編掲載を一部省略)

1. 地球環境の保全			
	地球環境保全対策の推進	3R施策の推進	資源・エネルギーの有効利用
長期的目標	・地球温暖化防止対策等		・エネルギー対策の推進等
短期的目標		・廃棄物の排出量抑制等	・温泉熱の有効活用促進等
2. 自然環境の保全			
	森林・水資源の保全と創造	観光資源の保全と適正利活用	野生生物の生態系の保全と管理
長期的目標	・適正、合理的な森林施策等	・摩周湖等の個別の環境保全等	・外来種の把握、希少種保護等
短期的目標	・火災防止、地産地消の強化等	・エコソールズの基本体系構築	・有害鳥獣の適正な個体管理等
3. 生活環境の保全			
	大気・水・土壌等の保全及び公害対策	景観及び歴史・文化的環境の保全と活用	環境に配慮した産業振興及び地産地消の推進
長期的目標	・生活排水処理基本計画策定等	・歴史的価値等の普及啓発強化	・各主体連携による産業振興等
短期的目標	・低公害車の積極的な導入等	・みどりを生かしたまちづくり等	・安全で持続可能な生産等
4. 環境教育の推進			
	環境に関する情報の共有	環境教育・学習の機会の提供	学校教育との連携
長期的目標	・多様な媒体による情報共有等		・講師育成、講師派遣制度創設等
短期的目標		・各主体を活用した機会の創出等	・環境整備事業等の実施等

第5章 役割と行動指針

1. 各主体に期待される役割

弟子屈町環境基本条例の基本理念等を実現していくためには、町民、住民団体、事業者そして町がそれぞれの責務のもとに適正な協働体勢を構築し、各主体が自発的な取組や行動を推進して、環境への負荷の低減を図るとともに、良好な環境の保全、快適であるおおいのある環境の維持、創造に努め、次世代に継承しなければなりません。

町民及び住民団体の行動指針と役割

1. 町民及び住民団体の行動指針

- 具体的な役割は同一的なものとする。
- 町民は、個々が様々な役割を果たすために行動する。
- 住民団体は、その行動を支援・集約し役割を果たす。

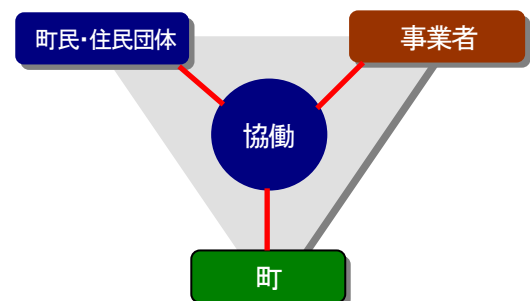
2. 事業者の行動指針

- 事業活動の取組が環境に大きな負荷を及ぼす。
- 事業者が環境保全に対する責任は大きい。
- 事業者は、企画・設計の段階から環境の低減に配慮する。

3. 町の行動指針

- 環境行動に率先して取り組み、各主体の支援と総合調整役を担う。
- 各主体と協働で計画・施策等を策定し、事務・事業に反映して実行する。

各主体の関係図



第1次弟子屈町環境基本計画 ～概要版～

発行 弟子屈町

〒088-3292 川上郡弟子屈町中央2-3-1

TEL 015-482-2191 Fax 015-482-2696

URL <http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp>

編集 企画財政課 環境室